

宝塚市告示第129号

宝塚市斑状歯の予備認定に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和6年（2024年）6月13日

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市斑状歯の予備認定に関する要綱の一部を改正する要綱

宝塚市斑状歯の予備認定に関する要綱（昭和57年告示第39号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項第2号中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

様式第6号中「厚生労働省基準」を「環境省基準」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。